

(別表2)

ベビーシッターに係る事業に従事するための要件として東京都が定める研修に係る講師基準

科目	講師基準
小児保健Ⅲ	次のいずれかの要件を満たす者 (1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。） (2) 当該科目に関する十分な知識及び経験を有する医師、看護師、保健師 (3) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者 (4) その他当該科目に精通している者
特別に配慮を要する子どもへの対応 (3～5歳児)	次のいずれかの要件を満たす者 (1) 当該科目あるいは類似科目を教授している指定保育士養成施設、地方厚生局等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員（過去に左記の教員であった者については、申請日かつ研修開催日現在も保育関係業務に携わる者に限り、本要件に準ずる者とみなす。） (2) 当該科目に関する十分な知識及び経験を有する臨床心理士、臨床発達心理士 (3) 児童相談所、発達障害児（者）支援センター、子供家庭支援センター、保健センター等で3年以上、発達相談対応に係る勤務経験があり、かつ、当該科目について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験のある者 (4) 当該科目あるいは類似科目について、東京都が実施する子育て支援員研修、居宅訪問型保育基礎研修、家庭的保育者認定研修又は家庭的保育者現任研修の講師経験を有する者 (5) その他当該科目に精通している者

※原則として、「その他当該科目に精通している者」以外の要件を満たす者を講師として申請すること。やむを得ず「その他当該科目に精通している者」を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。